

鳥取県鍼灸マッサー協会 通信



発行 公益社団法人
鳥取県鍼灸マッサー協会
代表者 山根 和由
事務所 〒680-0031
鳥取市本町3丁目201番地
鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル
tel 0857-22-7598
fax 0857-30-0115
HP <http://torishinma.sakura.ne.jp/>

令和元年度 第2号

令和元年度・学術講習会の全課程を終

本会における令和元年度の講習会・公開講座の全過程(4回)を終了する事ができました。

第1回から3回では講師をお招きし、4回目は会員による研究発表の他、中央の動静報告が行われました。

第1回 9月1日(日曜日)

前日の好天をよそにあいにくの雨模様となった9月1日(日曜日)、鳥取市のさわやか会館を会場に本年度第1回学術講習会を開催しました。受講者は、鳥根県師会から2名、広島県からの1名を含め二十数名でした。

9年前にもご講演いただいた、元東洋鍼灸専門学校副校長 松田博公先生をお招きし、「日本鍼灸の鏡として『黄帝内経』を読む」と題し、長年に渡る先生独自の研究をもとに、「中国伝統医療の宇宙論」、「日本の気と中国の気は違う」という2つの項目を中心に、古典から伺える古代中国における思想感、その後近世までの中国・日本医家による古典の解釈とそこから見える当時の思想感、およびそれに対する先生ご自身の考察などについてご講演いただき、皆が先生のお話に真剣に耳を傾けていました。



第2回 10月13日(日)

台風の影響が少し残る10月13日(日)、鳥取県生涯学習センター・ふれあい会館(鳥取市)の大会議室を会場に、本年度第2回学術講習会を開催しました。

日本鍼灸マッサー協同組合理事長・堀昌弘先生を講



師にお迎えし、「医療過誤と治療院の近代経営」と題してご講演頂きました。今回は台風の影響で開催が危ぶまれたが、堀先生には前日の交通機関がストップする前に来訪して頂いたことで、何とか開催することができました。参加者も、いつになく少なかったが、西部・中部地区のみならず島根県師会からも参加がありました。

午前中は、医療過誤についてのお話で、協同組合の事業内容の説明の後、協同組合で受け付けた医療事故等について種別ごとの事例を挙げながら、対応の仕方、事故処理の進め方などについての説明がありました。

午後は、治療院の近代経営について、ご自身の治療院経営の現状とその変遷をユーモアを交えて紹介いただきながら、患者さんへの対応から施術者自身の身なりまで注意すべき事柄のお話がありました。

受講者は、自身の参考にしようと真剣に耳を傾けていました。

第3回 12月1日（日曜日）

この時期らしい寒さの朝となった12月1日（日曜日）、米子市公会堂の集会室を会場に、本年度第3回学術講習会を開催しました。

今回は、隣県の一般社団法人島根県鍼灸マッサージ師会業務執行理事・治療室ウェルケア院長の岩谷誠先生をお迎えして、「知ってもらおう・来てもらおう・また来てもらうための治療院経営」をテーマにご講演頂きました。

午前中は、ご自身が治療院を開設するまでの思いとその準備段階での検討・実施内容の概略の紹介の後、治療院経営についてホームページの開設、院内の環境、治療方法から患者対応の方法まで詳細にお話しいただきました。

午後からは、インターネットの活用例、およびいま話題のキャッシュレス決済の導入例などの紹介の後、視覚障害者でも簡単に利用可能なカルテ管理ソフトについて、その画面をスクリーンに映しながら操作方法の実際と内容の説明を聞きました。

質疑応答では、多くの質問があり、講師にはその都度丁寧に回答いただき、盛況のうちに終了しました。



第4回 1月26日（日曜日）

暖冬の影響でこの時期とは思えないような日々が続く1月26日（日曜日）、倉吉市・伯耆しあわせの郷にて今年度第4回の講習会を開催しました。今回は、会員による症例報告、治験例の発表、および中央での会議・研修会参加報告がなされました。

参加者は十数名と少なかったが、皆真剣に聴講し、各発表後には治療法・所見の詳細等に対する質疑応答、意見交換が活発に行われました。



また、全国大会の報告では、本会にも参考となる他府県の情報も紹介され、こちらも皆真剣に耳を傾けていました。

なお、発表・報告者と演題は以下の通りです。（敬称略）

1. 増本 有哉 「痛くない鍼での有効症例」
2. 矢倉 淳也 「フェイススケールを用いた経過観察と課題」
3. 森脇 安浩 「足の疾患に関する鍼治療」
4. 植竹 雅宏 「下肢痛（大腿部）の症例報告」
5. 山根 和由 「中央会議・研修会報告」



学術講習会の開催にあたり、お忙しい中、ご講義、発表をしていただきました先生方、ご参加いただいた多くの方に厚く御礼申し上げます。



会の動き

9月15日

敬老の日にちなんだ治療奉仕活動を実施

残暑が続く9月15日（日曜日）の午前中、米子市のふれあいの里において、米子市老人クラブ連合会の方々を対象とした恒例の治療奉仕活動を実施しました。

23名の方にマッサージを、6名の方に鍼（はり）の施



術を行いました。一人20～30分程度の施術ではあったが、会場では施術者と気軽に会話をする声が聞こえ、和やかな雰囲気の中でひと時の安らぎを感じていただけたようでした。

当日、会場の準備等でお世話になりましたボランティアの方々、大変ありがとうございました。



9月15日

令和元年度第3回理事会開催

9月15日(日曜日) 治療奉仕活動後の午後12時40分より、米子市福祉保険総合センター ふれあいの里において本年度第3回理事・役員会を開催しました。

議事の内容は以下の通りであり、全て満場一致で承認、了承されました。

- 第1号議案 事務所電話機購入について
- 第2号議案 令和元年度上半期の事業進捗報告について
- 第3号議案 その他

- (1) トライアスロンケア活動およびはり・きゅう・マッサージの日記念イベントについて
- (2) 島根県師会学術研修会参加について

9月29日

第13回島根県師会との交流会の開催

この時期としては珍しく蒸し暑い日となった9月29日(日曜日)、今年度で13回目となる鳥取・島根両県師会



の交流会が松江テルサにおいて開催されました。

参加者は島根県師会からは持田代表理事ほか3名、鳥取県師会からは山根代表理事ほか5名の10名でした。

議事ではお互いの組織の現状、および問題点とその対応策等が話し合われた。その中で、本会のメーリングリストでも流れた“怪しい予約電話”の件についても取り上げられ、両県師会とも全会員への注意喚起

の必要性が再認識されるなど活発な意見交換が行われました。

その後の昼食会では、午前中の会議での熱気を冷ますかのように和やかな雰囲気の中で情報交換などが行われ、次回会議での再会を誓いつつこの日の交流会を終えました。

今後の予定・お知らせ

(3月現在分)

3月8日

第4回理事会

場所 鳥取市・さわやか会館

5月24日

令和2年全鍼師会定時総会

場所 東京(麹町)

5月31日

令和2年度 定時社員総会

場所 倉吉市・倉吉体育文化会館

6月27・28日

中国地区鍼灸マッサージ師協議会

場所 鳥取市

7月19日

皆生トライアスロン大会施術ボランティア

場所 米子市

9月27・28日

第19回東洋療法推進大会 in 徳島

場所 徳島県

11月15日

都道府県師会会長会

場所 東京(四谷三丁目)



～中国地区鍼灸マッサージ師協議会の参加とご協力のお願い～

令和2年6月27日(土)・28日(日)の両日、「中国地区鍼灸マッサージ師協議会」鳥取市で開催されます。

つきましては、ご多用中に誠に恐れ入りますが、会員の皆様に会場スタッフ等をお願いできましたら存じます。

全鍼師会、伊藤久夫会長のご出席の他、中国地区の先生方が参集されます。中央動静を知り、情報交換のよい機会となります。多くの皆様のご出席とともに、何卒ご協力をよろしくお願いいたします。(詳しくは後ほど通知いたします。)

厚生労働大臣免許保有証 申請の手続きと更新について

「厚生労働大臣免許保有証」とは、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」を保有していることを示すための携帯用カードです。

被施術者(患者さん)が国家資格者による施術と認識できるように施術者の保有免許を示すカードとなります。

また被災地でのボランティア活動、スポーツ大会でのボランティア等での参加に関しては必要となる場合もありますので、ぜひとも会員の皆様には申請をお願いいたします。

厚生労働大臣免許保有証	
氏名: 東洋太郎	
生年月日: 平成〇年〇月〇日	
免許登録番号	
あん摩マッサージ指圧師	厚労第12345号
はり師	東京第45678号
きゅう師

上記事項が名簿に登録され、免許証が交付されていることを証明する。
有効期限: 平成〇年〇月〇日 厚生労働大臣指定登録機関

※ 有効期限が5年となっています。発行開始初年度に申請された方は、今年更新申請手続きが必要です。(令和3年3月31日で有効期限が切れますのでご注意ください。)

詳しくは、改めてご連絡させていただきます。

【参考】 厚生労働省医政局医事課 法令・通知等 (平成18年11月27日)

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止について

医師以外の方が、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術所等において、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅう及び柔道整復を業として行おうとする場合には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)において、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)においては、柔道整復師免許を受けなければならないと規定されており、無免許でこれらの行為を業として行ったものは、同法により処罰の対象となります。

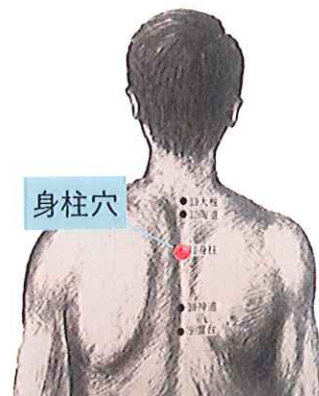
あん摩マッサージ指圧及び柔道整復等の施術を受けようとする皆様におかれましては、こうした制度の内容を御理解いただき、有資格者による施術を受けていただきますようお願いいたします。

ツボ10メモ

身柱（しんちゅう）穴 [督脈（とくみやく）]

〔効果〕 子どもの体力づくり、疳虫、肩の痛み、風邪、疲労等。

〔位置〕 第3胸椎の棘突起の下の陥凹部。（首を下に向けて一番大きく触れる骨が第7頸椎です。その下から数えて3番目の骨が第3胸椎です。）



最近あまり見られませんが、昔は体の弱い子には背中の中あたりに、よく灸をすえたものです。

身柱は、別名「散り気」といって、「集まり募った邪気をはらう」ツボとされ、乳幼児の体力を高め身体を丈夫にするツボとされています。「疳虫」の「散り気の灸」が有名ですね。

ストレスからくる自律神経の異常と考えられていますが、先人は「未病」の段階からの健康管理にお灸をすえていたのでしょう。

このほか身柱は、頭、肩から背中にかけての、こりや痛みをとるためにも使われます。（疲労時にこのツボに灸をすると早く回復するとされています。）

私達は、小さなお子様には、小児鍼といって刺さない鍼を使っていますが、ご家庭では、1円玉を使って優しくなでますと良いでしょう。

お灸については、温灸、台座灸、円筒灸などといった、ソフトなものもあります。

詳しくはお近くの鍼灸マッサージ治療院にお問い合わせください。

参考資料 芹沢勝助 著 ツボ療法

代田文誌 著 鍼灸治療基礎学

ご寄付の御礼について

平素より、本会に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、今年度の運営の資金不足の件につきましては、大変ご心配おかけいたしました事をお詫びいたします。皆様からのご寄付により、令和元年度は運営できる目途がつけました事を報告させていただくとともに、貴重なご寄付をお寄せくださいました皆様方に厚く御礼申し上げます。

今後も会員の皆様方のご支援、ご協力を頂きながら、中央と連携し業界発展が皆様のためになりますよう努力してまいりますので、何卒宜しく願い申し上げます。

編集後記

冬になると肌が乾燥してかゆいという方がおられます。ご家庭でできる事として「ヨモギの葉を乾燥させてお風呂に入れた“ヨモギ風呂”もかゆみに効果があるそうですよ。」とお伝えしました。

ふと、この時期にヨモギは生えているのかと不安になり見てきたところ、道端の草むらの中に小さなヨモギが見つかりほっとしました。

これも暖冬の影響でしょうか。（雅）